

令和2年度 衛生自治団体連合会運営補助金

評価表 NO.

4

所管部課名	市民福祉部環境課	担当者	古川					
事務事業名	衛生自治団体連合会運営補助金							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	1,400千円	国県支出金 千円	一般財源 1,400千円					
			その他 千円					
			その他の内容					
	指標名		目標値					
成果指標①	衛生自治団体連合会加入世帯数		32,000世帯維持					
成果指標②	研修会開催数及び参加者数		年5回・200人					
補助対象者	薩摩川内市衛生自治団体連合会							
補助対象経費	① 環境衛生思想の普及及び調査研究事業に要する経費（食料費を除く） ② 組織の運営費（報酬及び食料費を除く）							
補助対象事業・活動の内容	エコバッグ配布事業、研修視察、ポスター・標語コンクール							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（千円未満切捨て）とし、予算で定める額以内。							
上記項目の積算方法	【令和2年度予算】2,039千円のうち、報酬額、食料費を除く対象経費は1,970千円 1,970千円のうち予算で定める額1,400千円（71%相当）							
補助 過去 3年 の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	596,064	29.5%	646,920	31.5%	658,176	31.4%
		会費収入	516,064	25.6%	511,920	24.9%	508,176	24.2%
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		県補助金	80,000	4.0%	135,000	6.6%	150,000	7.2%
		市補助金	1,400,000	69.3%	1,400,000	68.2%	1,400,000	66.8%
		雑入	3	0.0%	3	0.0%	4	0.0%
		（前年度繰越金）	22,950	1.1%	5,370	0.3%	38,960	1.9%
	計	2,019,017	100.0%	2,052,293	100.0%	2,097,140	100.0%	
	支出	事業費	1,291,978	64.0%	1,296,845	63.2%	1,277,956	60.9%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	514,171	25.5%	508,536	24.8%	560,266	26.7%
		負担金	207,498	10.3%	207,952	10.1%	207,901	9.9%
		予備費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	5,370	0.3%	38,960	1.9%	51,017	2.4%
計	2,019,017	100.0%	2,052,293	100.0%	2,097,140	100.0%		
支出計/前年度支出計			101.6%		102.2%			
自己資金/前年度自己資金			108.5%		101.7%			
翌年度繰越金/市補助金	0.4%		2.8%		3.6%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	32,254		31,995		31,761			
成果指標の推移②	4回 94人		3回 46人		3回 34人			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】 平成29年度「現状のまま継続」</p> <p>【前回評価への回答】 ・研修視察などは事業費で組むなど経費の使い方について再考されたい。 ・経費の支出内訳について、交付団体と協議を行い、令和2年度予算から見直した。</p> <p>【事業のPR方法】 衛自連だよりを年2回発行。また、功労者表彰、ふるさとクリーン大作戦などを行い関心の喚起を図っている。</p> <p>【費用対効果】 リサイクルや環境美化など公共性が高く、十分な効果がある。</p> <p>【補助事業以外の事業】 指定ごみ袋作成販売、ボランティアごみ袋の配布、ふるさとクリーン大作戦。</p> <p>【その他】 衛自連を中心に、市民ボランティアで事業を進められており、市直営とした場合には多額の経費が必要になると考えられる。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各地区コミュニティ協議会の環境部会と連携し、全市民を対象としたリサイクルの推進や環境美化等に取り組みられている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	研修会を開催し、各代議員の意見交換を実施するなど環境美化等に対する人材育成に取り組んでいるが、衛自連会費だけでは実施できないので、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、清掃ボランティアや不法投棄の防止のため多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地区コミュニティ協議会の環境部会と連携した衛自連を中心に多くの市民が自主的にボランティア活動されている。市が直接実施した場合多額の経費を要し、多くの市民の自主的な活動が後退すると思われる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	生活環境の保全及び公衆衛生の普及・向上を図るため、環境衛生に関する活動を組織的に推進していただいております。当該補助金で調査研究事業を行っている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	明確な根拠は無いが、実施事業について環境向上活動等、補助額以上の効果があると考えている。補助額については必要額を協議していきたい。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 3010運動の実施、衛自連だよりの発行等ごみの減量化につながる取組みを行っており、本市における生活環境の保全及び公衆衛生に関する活動の推進のために継続した補助が必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

衛生自治団体連合会運営費補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 18 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる衛生自治団体連合会運営費補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 衛生自治団体連合会運営費補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 環境衛生思想の普及及び調査研究事業

ア 環境衛生思想の普及向上に関すること。

イ 環境衛生行政に関する調査研究及び地域組織活動の推進に関すること。

(2) 衛自連組織運営事業

ア 環境衛生行政に対する要望に関すること。

イ 関係機関、団体との連絡調整に関すること。

ウ その他目的達成に必要な事項

(補助金の額)

第 3 条 衛生自治団体連合会運営費補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 衛生自治団体連合会運営費補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

(1) 環境衛生思想の普及及び調査研究事業に要する経費（ただし、食糧費は除く。）

(2) 組織の運営に要する経費（ただし、報酬及び食糧費は除く。）

(交付の申請)

第 5 条 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総会資料

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第 6 条 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、衛生自治団体連合会運営費補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 衛生自治団体連合会運営費補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 衛生自治団体連合会運営費補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本市における衛生自治団体連合会加入世帯数
- (2) 研修会開催数及び参加者数
(補助事業者等の責務)

第9条 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の環境衛生施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。